

厚労省「第3回 医療介護総合確保促進会議」 総合確保方針案を了承 今週中にも告示へ

2014/9/8

医療介護総合確保促進会議（座長：田中滋・慶応義塾大学名誉教授）は9月8日、引き続き総合確保方針案についての議論を行い、前回会合での意見を基に修正された総合確保方針案を了承した（14.8.30 厚労省「第2回医療介護総合確保促進会議」<http://www.medical-lead.co.jp/documents/140829iryokaigo.pdf> 参照）。

総合確保方針は、今回の議論に基づく文言調整を行った上で、早ければ今週中にも告示される見通し。各都道府県は告示を受けて消費税財源を活用する新たな基金創設のための計画（都道府県計画）を策定し、国へ提出。国が都道府県に交付する基金の内容は、11月に決まる予定。

■医療提供体制や行政等の役割を明確化

修正案では、医療提供体制や行政の役割等を具体的に記載。また、利用者にとって分かりやすいサービスの提供と説明を求める内容となった。

総合確保方針の「基本的な方向性」の中の「効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築」では、急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス体制整備に関して、「救急医療や居宅等で容体が急変した場合の緊急患者の受け入れ等の適切な医療提供体制の確保」と具体的な例を示した。

「地域の創意工夫を生かす仕組み」においては、地方での高齢者を含めた人口の減少と大都市やその近郊での高齢者の急増といった地域ごとの人口動態の多様性についての視点が追加された。

「多職種連携の環境づくり」に関しては、「医療及び介護の関係機関・団体が相互の連携を密にして、利用者にとって分かりやすく総合的な支援が行われる体制を確保する」との文言が加わった。

また、行政の役割として、「国・地方を通じた医療・介護の担当部局間のより一層の連携を図っていくとともに、より広い『まちづくり』という視点も踏まえ、関係省庁とも連携しながら地方自治体に対して必要な支援・助言を行う」ことが示された他、都道府県や市町村における医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画立案者等の人材育成のため、国における地方自治体職員への研修等の充実も追加された。

その他、前回会合で既存区域との整理の必要性が指摘された「医療介護総合確保区域」については、「地域の実情を踏まえた設定」とするにとどまった。

■基金の適切な使用について検証を求める声

総合確保方針案が了承された上で、各構成員からは、多職種連携における地域の職能団体の役割の重要性が指摘された他、十分なサービス提供が難しい小規模市町村や、サービス提供が複数の市町村にまたがるケースに対する都道府県のサポート、基金事業の十分な結果検証の実施などへの要望が寄せられた。

また、武久洋三構成員（日本慢性期医療協会会長）は、「サービスは都会に集中しやすい。地方の生活圏を守るには国のサポートが必要。（医療と介護の）『総合確保』という意味で、国なり、この会議で積極的な提言が行えればよい」と同会議の方向性について提言した。

次回は基金の交付内容決定後の12月予定。そこでは交付内容の報告が行われる。